



ハグインレター



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所

P1



コラム

「プロダクトアウト」と「マーケットイン」

マーケティングの基本的な概念として使われるこの言葉、ご存じていらっしゃいますか？

「プロダクトアウト」とは、会社側が作りたいものや企業方針に従って製品開発を行い、提供・販売していく考え方のことです。企業が良く思ったものや得意とする技術を活かした製品を作って提供し、顧客のニーズよりも、企業の考えの方が反映されており、「製品やサービスが良いものであれば売れる」という考え方がベースになっています。

「マーケットイン」とは、顧客が求めているものを調査し、それに基づいた製品を企業が開発・提供していこうという考え方です。現代は様々なモノがあふれていることもあり、「良いものを作れば必ず売れる」というわけではありません。マーケットインは、顧客が本当に求めているものを作り提供することで製品を多く売っていくという考えです。

では、皆さんの会社では、どちらの考え方が中心になっておられるでしょうか？

実は、これら2つは全く逆の異なる考え方をしているように思われがちですが、決してそうではありません。プロダクトアウトは顧客がまだ気づいていないニーズに応えるものであり、マーケットインは顧客が思っている顕在化したニーズに応えるものです。つまり、どちらの考え方も顧客のニーズに当てている点では共通しています。そうでないとモノは売れません。

プロダクトアウトの考え方では、企業が好きなものを自由に作ってそれを販売するだけというイメージを持たれるかもしれませんが、そのようなやり方だけをしてしまえば、ヒット商品となるのはたいへん難しくなります。企業が作りたいものを作るとしても、それが顧客の求めているものとは大きく異なるなら、どんなに斬新で革新的なものでもただ珍しいというだけで顧客の心には響きませんし、ニーズを満たすこともできません。

より良い製品を作って、それをより多く売っていくには、プロダクトアウトとマーケットインをうまく融合させた考え方で開発を行っていくのが理想的です。プロダクトアウトとマーケットインを掛け合わせることで、顧客のニーズに合ったものでありながら企業の個性も反映された製品を作ることができると考えられるからです。

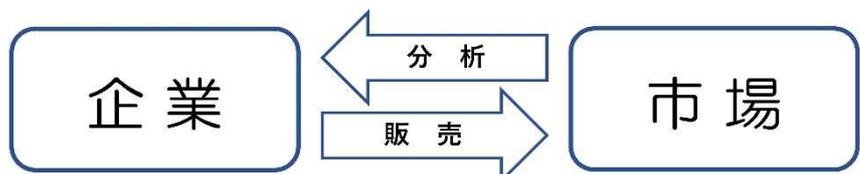
プロダクトアウト

会社が作りたい売りたいものから商品開発を行う



マーケットイン

消費者や顧客のニーズを分析して商品開発を行う





P2



事業復活支援金の申請が始まりました！

【給付対象】

①と②を満たす中小法人・個人事業者が給付対象となり得ます。

①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者

②2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

→一時支援金や月次支援金よりも一年古い年度との比較ができ、減少率も緩和されています！

※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金等は各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます(給付額の算定においても同じ)。

→一時支援金や月次支援金が対象外であった飲食店等も対象になる可能性があります！

【給付額】

基準期間(※1)の売上高－対象月の売上高×5か月分

※1：2018年11月～2019年3月/2019年11月～2020年3月/2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

給付上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高(※2) 1億円以下	年間売上高(※2) 1億円超～5億円以下	年間売上高(※2) 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上 50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※2：基準月を含む事業年度の年間売上高

【申請期間】

2022年1月31日(月)～5月31日(火) **すでに開始されています！**

一時支援金・月次支援金と同様に登録確認機関による事前確認が必要となります。尾上会計事務所、有限会社ユアブレーションともに登録確認機関になりますのでお気軽にご相談ください。

※新たにハクシオンレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

下記へ配信してください。

会社名 _____

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

TEL _____

FAX 079-288-0997

FAX _____



家賃など請求書等の交付がないインボイス対応

令和5年10月から消費税のインボイス制度が始まります。インボイス制度では一定の記載事項が記載された適格請求書(インボイス)の保存が仕入税額控除の要件となりますが、「口座振込」「口座振替」で家賃を支払った場合は請求書や領収書が交付されません。このように家賃など請求書等が交付されない費用についての対応をご案内いたします。

【現行制度】

「払込金受取書」「賃貸借契約書」を保存。帳簿に「口座振替のため」などを記載する。

【インボイス制度】

○新規契約の場合

契約書に「適格請求書発行事業者の登録番号」「契約金額」「税率」「消費税の額」「支払方法」を記載するとともに、振り込んだ際に発行される「振込金受取書」の保存が必要。

○既存契約の場合

新たに契約書を結びなおす必要はないが、契約書に記載がなされていない事項の別途通知を受ける必要があります。

【参考】

建物賃貸借契約書

賃貸人〇〇と賃借人××
は・・・・・・
・・・賃貸契約を締結する。
賃料は1カ月150,000円とし毎月末日までに翌月分を振り込んで支払う。

+

令和5年10月以降のご案内

建物賃貸借契約書と合わせて本書の保管をお願いします。

登録番号 T12345678910
消費税率 10%
消費税額 15,000円

事務所家賃等の支払い以外の請求書等がない取引も同様の対応が必要ですのでお気を付けください。まだ関係ないと先延ばしせず、振込や口座振替となっている契約を洗い出し、前もって対応いたしましょう。ご不明な点などがあれば弊社までお気軽にお問い合わせください。

(記事担当：大西)

※今後ハクションレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

今後希望しない

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

FAX 079-288-0997

会社名

TEL

FAX